公　　告

諸　事　項

公証人法第13条に規定する公証人の採用に関する公告

平成24年７月５日　　法　務　省

1　公証人採用申込案内掲示期間及び採用申込願書受付期間

⑴　受付法務局における公証人採用申込案内掲示期間

平成24年７月10日（火）午前８時30分から同月24日（火）午後５時15分まで

⑵　受付法務局における公証人採用申込願書受付期間

平成24年７月17日（火）から同月24日（火）まで（土、日及び休日を除く。）の午前８時30分から午後零時まで及び午後１時から午後５時15分まで

2　受付法務局、採用予定地、採用予定人員及び採用予定年月日

受付法務局	採用予定地	採用予定人員	採用予定年月日
東京法務局	本局管内　渋谷区	１人	平成24年12月27日
	本局管内　大田区	１人	平成24年12月２日
	本局管内　文京区	１人	平成24年12月１日
	本局管内　中央区	１人	平成25年１月24日
	本局管内　品川区	１人	平成25年２月８日
	本局管内　葛飾区	１人	平成25年１月27日
横浜地方法務局	本局管内　横浜市中区	１人	平成24年12月13日
千葉地方法務局	本局管内　千葉市中央区	１人	平成24年12月２日
宇都宮地方法務局	本局管内　宇都宮市	１人	平成24年12月１日
前橋地方法務局	本局管内　前橋市	１人	平成24年12月１日
新潟地方法務局	本局管内　新潟市中央区	１人	平成24年12月１日
	長岡支局管内　長岡市	１人	平成24年12月１日
名古屋法務局	一宮支局管内　一宮市	１人	平成24年12月20日
津地方法務局	本局管内　津市	１人	平成24年12月１日
金沢地方法務局	本局管内　金沢市	１人	平成24年12月１日
富山地方法務局	本局管内　富山市	１人	平成24年12月１日
広島法務局	本局管内　広島市中区	１人	平成24年12月１日
	本局管内　広島市中区	１人	平成25年１月３日
山口地方法務局	本局管内　山口市	１人	平成24年12月１日
	下関支局管内　下関市	１人	平成24年12月１日
岡山地方法務局	本局管内　岡山市北区	１人	平成25年３月１日
福岡法務局	本局管内　福岡市博多区	１人	平成25年１月10日
	本局管内　福岡市博多区	１人	平成25年１月20日
長崎地方法務局	本局管内　長崎市	１人	平成24年12月１日
熊本地方法務局	本局管内　熊本市	１人	平成24年12月１日
那覇地方法務局	本局管内　那覇市	２人	平成24年12月１日
仙台法務局	本局管内　仙台市青葉区	１人	平成24年12月１日
	本局管内　仙台市青葉区	１人	平成25年２月８日
福島地方法務局	本局管内　福島市	１人	平成24年12月１日
盛岡地方法務局	本局管内　盛岡市	１人	平成24年12月１日
秋田地方法務局	本局管内　秋田市	１人	平成24年12月１日
青森地方法務局	本局管内　青森市	１人	平成24年12月１日
函館地方法務局	本局管内　函館市	１人	平成24年12月１日
徳島地方法務局	本局管内　徳島市	１人	平成24年12月１日
高知地方法務局	本局管内　高知市	１人	平成24年12月１日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年７月５日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成24年６月14日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＳＢＩプランナーズ株式会社　矢田　好孝　愛知県名古屋市中村区名駅南１―18―24　国土交通大臣許可(特―20)第20107号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年５月15日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年７月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1　処分をした年月日　平成24年６月18日

2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　吉田他起子　一級建築士　第222069号

3　処分の内容　平成24年10月１日から業務停止11月

4　処分の原因となった事実　石川県内の建築物（５物件（長期優良住宅認定：平成21年12月、平成22年１月、同年２月（２物件)、同年３月））について、タマホーム㈱野々市支店一級建築士事務所（石川県知事登録第13445号）の業務に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第５条第１項に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請手続において、当該申請手続の代理者として、長期優良住宅認定申請書の内容と現場が異なるにもかかわらず、長期優良住宅認定申請書を作成して所管行政庁に提出し、認定を受けた。